

(参考)情報連携の試行運用を行う 事務手続の一覧(年金関係手続)

(R3.10.8時点)

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
基準・標準担当

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R3.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1	1	1-2ホ	1-74	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課
2	4	4-2ホ	3-53	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課
3	34	22の3-4ハ	22-558	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
4	34	22の3-4ハ	22-559	退職共済年金の額の改定の請求の確認	退職共済年金の支給を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
5	34	22の3-4ハ	22-560	雇用保険の基本手当等を受けることとなつたときの退職共済年金の支給停止の届出の確認	退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
6	35	22の4-2-2ハ	24-592	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
7	35	22の4-2-2ハ	24-619	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
8	35	22の4-2-2ハ	24-621	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
9	35	22の4-3-2ハ	24-783	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課
10	35	22の4-3-2ハ	24-784	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課
11	35	22の4-3-2ハ	24-785	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課
12	35	22の4-1-2ロ	24-925	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
13	35	22の4-1-2ロ	24-926	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
14	35	22の4-1-2ロ	24-927	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	高齢雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
15	35	22の4-4-2ハ	24-928	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証、雇用保険受給資格者証又は高齢雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R3.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
16	35	22の4-4-2ハ	24-929	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由当該 届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を 受給している場合）の受理・審査・通知（日本 私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失 業給付を受ける場合に、併給調整を行うための 手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基 本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業 安定局）	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室
17	35	22の4-4-2ハ	24-930	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由当該 届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受け ている場合）の受理・審査・通知（日本私 立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高 齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を 行うための手続（日本私立学校振興・共済事業 団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基 本給付金の支給に関する情報	高齢雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業 安定局）	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室
18	41	24の4-	29-158	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律附則第37条 第1項の規定によるなお効力を有することとさ れた改正前国共済法による退職共済年金受給権 者に係る支給停止事由当該届（雇用保険法によ る失業給付（基本手当）を受給している場合） の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律附則第37条 第1項の規定によるなお効力を有することとさ れた改正前国共済法による退職共済年金の受給 権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合 に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	国家公務員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業 安定局）	財務省主計局給与 共済課
19	41	24の4-	29-159	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律附則第37条 第1項の規定によるなお効力を有することとさ れた改正前国共済法による退職共済年金受給権 者に係る支給停止事由当該届（雇用保険法によ る高齢雇用継続給付を受給している場合）の 受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律附則第37条 第1項の規定によるなお効力を有することとさ れた改正前国共済法による退職共済年金の受給 権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を 受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	国家公務員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業 安定局）	財務省主計局給与 共済課
20	50	26の4-1	31-436	法定免除の非該当動奨	国民年金保険料の法定免除該当届の動奨する 手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金 若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	都道府県知事等	厚生労働省年金局 事業管理課
21	50	26の4-2	31-444	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格を取得するための 手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（職業 安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
22	50	26の4-2	31-445	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（職業 安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
23	50	26の4-2	31-446	第三号被保険者の配偶者に係る届出の認定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加入制度が 変更されたときの手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（職業 安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
24	50	26の4-2	31-447	第三号被保険者の資格取得の特例届出の認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当する場 合に、特例により第三号被保険者資格を取得す るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（職業 安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
25	50	26の4-2	31-448	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除等を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（職業 安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
26	50	26の4-2	31-449	学生等の保険料納付の特例に係る処分	国民年金保険料の学生納付特例を受けるための 手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（職業 安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
27	50	26の4-2	31-450	保険料納付の免除動奨	国民年金保険料の免除を動奨する手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（職業 安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
28	50	26の4-2	31-451	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金保険料 の納付又は免除の特例を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（職業 安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
29	50	26の4-1	31-452	法定免除の該当動奨	国民年金保険料の法定免除該当届の動奨する手 続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金 若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	都道府県知事等	厚生労働省年金局 事業企画課・事業 管理課
30	60	31の4-2	39-328	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律附則第61条 第1項の規定によるなお効力を有することとさ れた改正前地共済法による退職共済年金受給権 者に係る支給停止事由当該届（雇用保険法によ る失業給付（基本手当）を受給している場合） の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律附則第61条 第1項の規定によるなお効力を有することとさ れた改正前地共済法による退職共済年金の受給 権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合 に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	地方公務員共済組合又は全国 市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業 安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課
31	60	31の4-2	39-329	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律附則第61条 第1項の規定によるなお効力を有することとさ れた改正前地共済法による退職共済年金受給権 者に係る支給停止事由当該届（雇用保険法によ る高齢雇用継続給付を受給している場合）の 受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律附則第61条 第1項の規定によるなお効力を有することとさ れた改正前地共済法による退職共済年金の受給 権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を 受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	地方公務員共済組合又は全国 市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業 安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課
32	106	53-1ヌ	81-5	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨 学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生 計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下 であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申 請者が基準を満たすことを機構に示すための手 続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給 に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支 給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書 等）	独立行政法人日本学生支援機 構	国民年金法その他の 法令による年金であ る給付の支給を行う こととされている者	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課
33	106	53-1ヲ	81-29	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨 学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生 計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下 であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申 請者が基準を満たすことを機構に示すための手 続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金 生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	独立行政法人日本学生支援機 構	厚生労働大臣若しく は日本年金機構、共 済組合等又は農林漁 業団体職員共済組合 （日本年金機構）	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課